

健康福祉委員会資料

(健康福祉局関係)

1 令和2年第2回臨時会提出予定議案の説明

- (1) 議案第66号 新型コロナウイルス感染症の感染の拡大を防止するための川崎市国民健康保険に係る保険給付の臨時特例に関する条例の制定について

資料1 議案第66号 新型コロナウイルス感染症の感染の拡大を防止するための川崎市国民健康保険に係る保険給付の臨時特例に関する条例の制定について

令和2年4月16日

健康福祉局

議案第66号 新型コロナウイルス感染症の感染の拡大を防止するための川崎市国民健康保険に係る保険給付の臨時特例に関する条例の制定について

1 制定理由

新型コロナウイルス感染症の感染の拡大を防止する観点から、臨時の措置として国民健康保険法に規定する保険給付について、川崎市国民健康保険条例の特例として、傷病手当金を支給するため

2 傷病手当金の概要

(1) 対象者

国民健康保険の被保険者（給与等の支払を受けている者に限る。）のうち、新型コロナウイルス感染症に感染した者又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる者

(2) 支給期間

労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に服することを予定していた日（ただし、入院が継続する場合等のときは、最長1年6月までとする。）

(3) 1日当たりの支給額

直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した金額の3分の2

3 施行期日

(1) 公布の日から施行し、令和2年1月1日から適用

(2) 令和2年9月30日以後の規則で定める日限り失効